

Town Information

サロマ暮らしの情報掲示板

●詳しい内容は直接お問い合わせください。

●記事中の記号は次のとおりです。

☎：お問い合わせ先 ☎：電話 FAX：ファックス E：メールアドレス

HP：ホームページ ㊟：お申し込み先

人のうごき
5月末

○人口：5,411 人（ + 2 人）
【内外国人： 138 人】
○男♂：2,550 人（ - 3 人）
【内外国人： 11 人】
○女♀：2,861 人（ + 5 人）
【内外国人： 127 人】
○世帯：2,497 戸（ + 11 戸）
【内外国人： 123 戸】
※カッコ内数字は前月比

町長選挙・町議補欠選挙のお知らせ

▶投票日：8月28日（日）

▶告示日：8月23日（火）

9月11日で任期満了となります佐呂間町長選挙と佐呂間町議会議員補欠選挙が8月28日に行われます。

町民の皆様にとっては最も身近で大切な選挙です。有権者の方は棄権することなく必ず投票しましょう。

☆町長選挙・町議会議員補欠選挙の立候補について

- 町長選挙・町議会議員補欠選挙の立候補は満25歳以上の方です。
- 立候補の届出期間は8月23日の1日間で、8時30分から17時までです。
- 郵便等による届け出は認められません。
- 立候補予定者の説明会を下記のとおり行います。
- ▶日時：8月5日 13時30分～
- ▶場所：役場2階 会議室

☎佐呂間町選挙管理委員会

☎2・1292 FAX2・3368

投票に行こう!!

みんなで投票! みんなで参加!
あなたの一票大切に!!



「ふるさと会」の交流、特産品のPRをしてみませんか?

佐呂間町出身者のふるさと会『東京サロマ会』では、毎年10月中旬に開催される「東京都江東区民まつり」において、佐呂間町産のホタテや南瓜などの特産品を販売し、首都圏で「ふるさと佐呂間」のPR活動を行っており、町ではこれらの活動への協力とともに会員の方々との交流を深めています。

ぜひ、ふるさと会との交流や、「サロマ」の特産品のPRに参加してみませんか?

参加を希望される方には、「佐呂間町ふるさとまちづくり振興事業」から参加費用の助成もありますので、次の募集要領を確認の上

お問い合わせください。

【募集要領】

- 開催場所 東京都江東区 都立木場公園
- 期間 10月14日～17日（3泊4日）
※区民まつりは15日～16日で開催されます。
- 募集対象者 町内在住者（学生を除く）
- 募集人数 3名以内
- 補助金 参加に要する交通費、宿泊費の2分の1
※予算の範囲内で、最大3泊4日が助成対象となります。
- ※自己負担額は、4万円程度の見込みです。
- ※宿泊先等は、申込後に町で手配

します。

※過去に補助を受けた方は対象外となります。

●募集締切 7月29日



☎役場企画財政課企画係

☎2・1214

公共施設内「全面禁煙」実施中!!

各公共施設内の全面禁煙にご理解とご協力をお願いいたします!!

※喫煙場所については施設管理者にご確認ください。

“受動喫煙防止!!”
公共施設内全面禁煙にご協力を!!

「野生大麻」撲滅にご協力を!!

大麻（アサ）は、草丈が1.5m～3mにも成長し、その茎から丈夫な繊維がとれるため古くから栽培されてきましたが、花や葉には幻覚を引き起こす成分が含まれるため、『大麻取締法』によって栽培や所持することが禁止されています。

大麻成分を摂取して精神的な影響を受けると、普通の社会生活が送れなくなり、摂取をやめた後も後遺症（免疫や生殖機能などの異常）が長期にわたり残ります。

社会的に大きな影響をもたらす植物であることから、北海道でも、野生の大麻が自生している土地所有者（使用者）自らが除去することを推進しています。

野生大麻を発見した場合は、保健所、警察又は役場に連絡の上、指示に従って除去してください。

野生大麻による犯罪防止のためにも、皆さんの地道な活動が不可欠となりますので、ご協力をお願いします。

大麻草をみだりに栽培、譲渡（販売）、譲受、所持、使用などすると大麻取締法違反で懲役や罰金に処されます。

関 役場町民課生活環境係

☎ 2・1 2 1 3

『ふるさとまちづくり振興事業』をご活用ください!!

「ふるさとまちづくり振興事業」とは、町民の皆さんが個人や団体で行う次の対象事業に対して、町が助成を行う制度で、これまで「ちびっこ探検学校ヨロン島参加事業」など55件の事業に助成を行っています。

本事業の助成を希望される個人及び団体の方は、役場企画財政課企画係までご相談ください。

●文化の里づくり事業

▶概要

①本町における伝統的かつ継承が必要な文化の活発化や掘りおこしをするため、地域がもつ素材を活用し、広く町民の意識を高めるための諸事業。

②本町がもつ素材をもとに、地域に密着したユニークで新たな文化の創造を行い、住民の連帯感やまちづくりの意識高揚につながる日常的な実践活動で、創作、発表、奨励、普及などの諸事業。

▶助成事業者：個人・団体

※ただし、文化連盟などの上部団体は除く。

▶対象経費・補助率

○事業を行う上で必要と認める備品等。ただし、更新については、耐用年数が経過したものとし、特に必要と認めるものとする。

○補助率：2分の1以内

※ただし、団体の事業については8割以内。

●ふるさと交流ネットワーク事業

▶概要

都市との地域間交流や諸外国との交流などを通じ、本町の将来を考えながらふるさと運動を推進していくための人づくり事業。

▶助成事業者：個人・団体

※ただし、国内研修・国外研修それぞれ1回限りとする。（推進委員会が推奨する事業への参加は、1回に限り回数に含めない。）

▶対象経費・補助率

研修に伴う旅費、宿泊費及び交流・研修に要する費用。

○補助率

学生：3分の2以内

大人：2分の1以内

●ふるさと景観づくり事業

▶概要

街並み、自然等、地域の特色ある景観などの保存及び地域の生活文化に関連した新たな景観づくりなどを進め、ゆとりと潤いのある地域づくりを推進する諸事業。

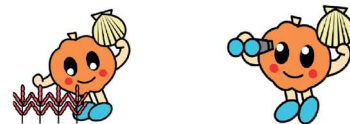
▶助成事業者：個人・団体

▶対象経費・補助率

事業を行う上で必要と認める維持管理費用。

○補助率：2分の1以内

※ただし、団体の事業については8割以内。



●さろま『360 夢おこし』事業

▶概要

新たな発想のもとに地域の生活、文化、福祉、スポーツ、産業等の地域振興を目的とした先導的な取り組みなどの調査研究及び指導者などの技術習得をすることにより、ゆとりと潤いのある地域づくりを進める事業。

▶対象経費・補助率

研修に伴う旅費、宿泊費及び交流・研修に要する費用。

○補助率

学生：3分の2以内

大人：2分の1以内

関 役場企画財政課企画係

☎ 2・1 2 1 4

家電リサイクル法、対象家電製品は適正に処分してください！

使い終わったテレビなどの家電リサイクル法対象家電製品は、販売店が収集・運搬し、家電メーカーなどにリサイクルが義務付けられています。

また、消費者（排出者）は適正な排出と収集運搬及びリサイクルに関する費用を負担することになっています。

このため町では、リサイクル対象家電製品を収集・処理していませんので適正な処理をお願いします。（知来のごみ処分場でも受入していません。）

処理が面倒だからといって、不法投棄すると、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金などの罰則があります。

■処分方法

①小売店に依頼する。（小売店でリサイクル料金及び収集運搬料金を支払う。）

②指定引取場所に持ち込む。（郵便局でリサイクル料金を支払う。収集運搬料金は必要無し。）

※郵便局で家電リサイクル券を購入→リサイクル券を家電に貼る→指定引取場所に持ち込む

《製造業者指定引取場所》

○(株)齊藤商店

北見市豊地12番地

☎0157・36・5544

○エア・ウォーター物流(株)美幌営業所

美幌町高野104番地27

☎0152・73・4233

■家電リサイクル手続・リサイクル券返金など

※家電リサイクル券が未使用で返金を求める場合など

○一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター

☎フリーダイヤル

0120・319640

HP <http://www.rkc.aeha.or.jp>

対象家電製品	リサイクル料金
テレビ (ブラウン管・液晶・プラズマ式)	1,836～3,688円
冷蔵庫・冷凍庫	3,672～6,037円
洗濯機・衣類乾燥機	2,484～3,310円
エアコン	972～9,720円

ごみステーションはルールを守って利用しましょう！

これからの時期はごみステーション周辺の臭いや虫などが気になるようになります。ほとんどは生ごみ、が原因ですが、収集日当日（朝8時まで）に出すというルールを守らずに、収集日以外や収集が終わってから出す人がいるため、長い間放置され悪臭や虫が発生します。特にこれからの季節はハチも寄ってくるので危険です。

また、指定ごみ袋（有料）以外の袋や分別されていないごみは収集されないため、そのまま残ります。指定ごみ袋だからといって何でも混ぜずに正しく分別してください。資源ごみも汚れを洗っていないと、収集できないだけでなく、生ごみと同様に不衛生な状況になります。

ごみステーションの周囲の方や

利用者に迷惑とならないようルールを守って利用しましょう。

みんなで守ろう！ごみ出しのルール!!
ゴミは分別して、収集日を守って出しましょう！

関役場町民課生活環境係

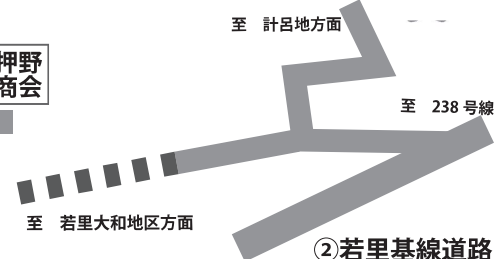
☎2・1213

道路工事にご協力をお願いします！

本年度の道路整備として、①佐呂間西富団地道路・②若里基線道路の2路線について改良舗装工事をを行います。工事期間中は大変ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

- ①佐呂間西富団地道路 L=140m
▶工事期間：6月上旬～9月下旬予定
- ②若里基線道路 L=120m
▶工事期間：6月上旬～9月下旬

①佐呂間西富団地道路



②若里基線道路

ハチが活発になる時期です!! ご注意ください!

暖くなるとハチの活動が活発になってきます。

ハチは、巣を刺激するものに対して集団で攻撃してきますので、巣を見つけたらハチを刺激せずに役場町民課生活環境係までご連絡ください。

また、ハチの中には土の中に巣を作る種類もいますので、山などに入るときは十分に注意してください。

※ハチ駆除（巣の撤去）は無料です。ただし、巣の場所がわからない場合や、場所によっては駆除できない場合がありますのでご了承ください。

■ハチの捕獲方法

ハチが多くて困っていても巣を発見できなければ駆除することができません。こんなときは、**「ハチとり罠」**を作って捕獲す

ることができます。

☆用意するもの

- 酒 150 cc・酢 50 cc・砂糖 60g
- 空のペットボトル

☆作り方

- ①酒、酢、砂糖をよくかき混ぜてペットボトルの中に入れます。
- ②ペットボトルの口にひもを巻き、枝などに吊るします。これだけで付近のハチがペットボトルの中に入りほとんど出てこれなくなります。

☆ポイント

- ある程度ハチが入ったら中身を新しいものに変える。
- 中身を変えるときやハチを取り出すときは、十分に注意する。
- ハチがいなくなったら必ず罠を外す。（他の場所から集まってきます。）
- ペットボトルはなるべく凹凸の少ないものを使います。

☎役場町民課生活環境係

☎ 2・1 2 1 3

◎「ハチとり罠」写真1



酒、酢、砂糖をよくかき混ぜて作った液体を写真のようにペットボトル（なるべく凹凸の少ないもの使用）に入れつるします。

◎「ハチとり罠」写真2



写真のようにハチを捕獲することができます。

『国民健康保険』・『各医療給付事業』の更新に関するお知らせ

☆国民健康保険高齢受給者証の更新について

国民健康保険に加入している70歳から74歳の方に交付されている『国民健康保険高齢受給者証』の有効期限が平成28年7月31日で期間満了となります。

毎年8月1日現在の世帯状況、前年の収入に応じて負担割合の再判定を行い、判定の結果「2割（特例措置により1割）」・「2割」又は「3割」の負担割合が記載された新たな「国民健康保険高齢受給者証」が交付されることとなります。

対象となっている方には、7月中旬に交付（郵送）しますので、8月1日以降に医療機関に受診される際には、『国民健康保険被保険者証』に添えて窓口にご提示願います。

☆国民健康保険限度額認定証について

医療機関などで診療を受けられた場合、医療機関窓口で『認定証』を提示することで、医療費については適用区分（所得により5段階に分かれます）に応じた限度額までを、又、非課税世帯の方は食事代についても減額された額での支払ですむ制度です。

現在、交付されている認定証は平成28年7月31日が期限となっていますので、国民健康保険加入の方で、『認定証』の交付を受けたい方は申請をすることで、適用区分に応じた認定証の交付を受けることができます。

☆申請に必要な物

- ①印鑑②国民健康保険被保険者証
- ※70歳以上の方は『国民健康保険高齢受給者証』

☆重度医療・ひとり親家庭等医療・乳幼児等医療受給者証の更新について

北海道医療給付事業の各受給者証の更新手続きについては、申請手続きの緩和を図るため、当初申請時に所得状況の確認について同意を得ていますので、医療保険係にて所得状況を確認、判定の上、該当となった方に対して7月中旬に受給者証を交付（郵送）いたします。8月1日以降に医療機関に受診される際には、『被保険者証』に添えて窓口にご提示願います。

☎役場町民課医療保険係

☎ 2・1 2 1 3

後期高齢者医療制度のお知らせ～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

☆保険証が新しくなります！

現在ご使用の保険証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成29年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場町民課医療保険係までお申し出ください。

※「後期高齢者医療被保険者証」新しい保険証は水色です。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成29年 7月31日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広域市連合町1丁目
被 氏 名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月	平成20年 4月 1日
発行 期 日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成28年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3901110110 公印(朱)

☆減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります！

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引続き交付対象に該当する方は、7月中旬に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認のうえ役場町民課医療保険係まで申請してください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日	平成28年 8月 1日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広域市連合町1丁目
被 氏 名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発行 期 日	平成28年 8月 1日
有効 期 限	平成29年 7月31日
適用 区 分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	平成28年8月1日 保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3901110110 公印(朱)

※「減額認定証」(限度額適用・標準負担額減額認定証)新しい減額認定証は黄緑色です。

▶減額認定証の交付対象～次の区分Ⅰ又は区分Ⅱに該当する方

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	●世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ●老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	●世帯全員が住民税非課税である方

☆医療費通知を全受給者へ送付します！

これまでは希望者にお送りしていましたが、平成28年9月送付分より全受給者（平成28年1月～6月に受診された方）にお送りいたします。なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。

【イメージ図】

受診年月日	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H26年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H26年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※確定申告（医療費控除）の際の添付資料としては使用できません。
※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

☆医療費通知の活用について！

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

☎011・290・5601

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

☎2・1213

国民年金に関するお知らせ

☆国民年金付加年金制度について！

◎『老齢基礎年金』の額を増やしたい方は「付加年金」に加入を!!

国民年金の第1号被保険者の方（自営業などの方と学生の方に限られ、サラリーマンなどの方とその被扶養配偶者の方は除かれます）が、20歳から60歳になるまでの40年間、月額16,260円（平成28年度価格）の保険料を納めると、65歳から780,100円（月額65,008円・28年度価格）の老齢基礎年金が支給されます。

この年金額をもう少し引き上げたいとお考えの方には、「付加年金」という制度が設けられています。

◆付加保険料と付加年金の額

国民年金の一般保険料に加え付加保険料（月々400円）を納めると老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金の額は、【200円×

付加保険料を納めた月数】の式で計算されます。

例えば、付加保険料を5年間（60カ月）納めた場合、付加保険料の支払総額は24,000円（400円×60カ月）となりますが、65歳から老齢基礎年金と一緒に支給される付加年金分の受給額は年額12,000円（200円×60カ月）となります。つまり、付加保険料を納めた分は2年間でモトが取れたこととなり、3年目からはお得となります。

ただし、付加年金は定額のため、物価の変動に対応した物価スライド（増額・減額）はありません。

また、付加年金は老齢基礎年金と一緒に支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることになります。

◆付加保険料を納められる方

- ①自営業者などの国民年金第1号被保険者の方。
- ②一部免除を含め、保険料を免除されていない方。
- ③国民年金基金に加入していない方。

また、60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。

なお、付加保険料の納期限は、翌月末日と定められていますが、一昨年の制度改正により、納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。



〒 役場町民課戸籍年金係

☎ 2・1213

〒 北見年金事務所

☎ 0157・25・9635

☆国民年金（老齢基礎年金）の請求手続きについて！

65歳になられる方で年金加入期間が国民年金のみの方（1号被保険者）は、事前に日本年金機構より年金請求書が届きますので、誕生日後（満65歳になった日以降）に町民課戸籍年金係で手続きを行ってください。
※老齢基礎年金の受給資格を満たすためには、国民年金保険料を納めた期間（保険料免除期間などを含む）が原則として25年以上あることが必要です。

厚生年金等の加入期間がある方（2号被保険者）や、厚生年金等の加入者に扶養されていた配偶者（3号被保険者）の方は、北見年金事務所での手続となります。

【持参するもの】

- ◎印鑑
 - ◎本人及び配偶者の年金証書（年金受給者の場合）
 - ◎本人及び配偶者の年金手帳、若しくは基礎年金番号通知書
 - ◎運転免許証など本人確認ができるもの
 - ◎預金通帳（年金振込先として使用する通帳）
 - ◎日本年金機構より送付される「年金請求書」
- ※住民票コードがわからない方や配偶者の年金加入種別によっては、住民票等が必要な場合があります。

困りごと相談会を開催します！

オホーツク相談支援センターふくろうによる「困りごと相談会」を開催します。

●日時

7月14日

10時30分～11時30分

●会場

佐呂間コミセン会議室

※相談料無料、秘密は厳守されます。

※事前予約制です。

※受付時間 9時～17時30分

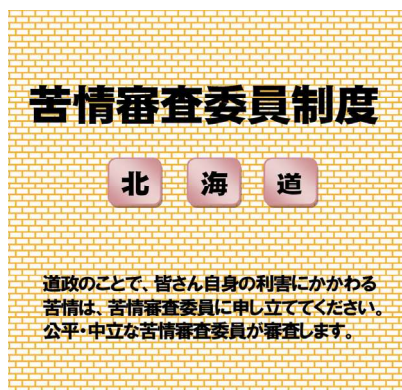
☎オホーツク相談センターふくろう

☎0157・25・3110

**『北海道苦情審査委員』制度
をご利用ください！**

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

皆さん自身の利害に関する苦情を皆さんに代わり『苦情審査委員』が公正・中立的な立場で、関係機関に対し調査を行い、審査をします。審査の結果、業務に不備な点や制度に問題があるときは、是正や改善を求めます。もちろん、個人情報保護は保護されます。

**【申立方法】**

●道庁『道政相談センター』又はオホーツク総合振興局総務課に苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。(道のホームページからも申立書をダウンロードできます。)

●申立方法は「苦情申立書」に必要事項を記載し提出してください。郵送、ファックスまたはメールでも申立が出来ます。

◎送付・お問合せは下記まで…

☎北海道総合政策部知事室道政相談センター

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

☎011・204・5523(直通)

FAX 011・241・8181

✉kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

☎オホーツク総合振興局総務課

〒093-8585

網走市北7条西3丁目

☎0152・41・0603(直通)

「平和、を仕事にする!!」自衛官を募集します！

●募集種目

自衛官候補生・一般曹候補生・航空学生・防衛大学校学生(一般前期)・防衛医科大学校(看護学科学生)

●身分

特別国家公務員

●応募資格

日本国籍を有し、平成29年4月1日に次に該当する方

▶自衛官候補生・一般曹候補生

18歳以上27歳未満

▶航空学生・防衛大学校学生(一般前期)・防衛医科大学校(看護学科学生)

18歳以上21歳未満で高等学校卒業等

※平成29年3月卒業見込みの方を含む

●待遇

☆初任給

▶自衛官候補生手当

129,300円

▶一般曹候補生・航空学生

164,700円

▶防衛大学校学生(一般前期)・看護学生(看護学科学生)

111,800円

☆賞与

年2回(6月・12月)

※自衛官候補生は、2士任用以降

☆休日休暇

週休2日、祝日、年末年始等の特別休暇、年次休暇等

●受付期間

▶自衛官候補生

○男子：随時受付しています。

○女子：7月1日～9月8日

▶一般曹候補生・航空学生

○7月1日～9月8日

▶防衛大学校学生(一般前期)・防衛医科大学校(看護学科学生)

○9月5日～30日

●試験日

▶自衛官候補生

○男子：受付時にお知らせします。

○女子：9月25日・26日

※どちらか1日を指定します。

▶一般曹候補生：9月16日

▶航空学生：9月22日

▶防衛医科大学校(看護学科学生) 10月15日

○防衛大学校学生(一般前期)

11月5・6日

●入隊時期

平成29年3月下旬～4月上旬

☎自衛隊旭川地方協力本部遠軽地域事務所

(遠軽町岩見通南3丁目)

☎0158・42・6616

☎役場町民課住民活動係

☎2・1213

刑務官募集のお知らせ

平成 28 年度国家公務員刑務官採用試験が全国一斉に実施されます。

●受験申込み

▶インターネット申込

○受付期間

7 月 19 日（9 時）～ 28 日（受
信有効）

※事前登録だけでは申込完了では
ありません。余裕をもって申込
手続きを完了してください。

🌐[http://www.jinji-shiken.go.jp/
juken.html](http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)

▶郵送又は持参による申込

○受付期間

7 月 19 日～ 21 日（消印有効）

○受験申込用紙交付機関

◆人事院北海道事務局

〒060-0042

札幌市中央区大通西 12 丁目

☎011・241・1248

※詳しくは上記にお問い合わせく
ださい。

北海道警察官大募集 !!

●平成 28 年度（第 2 回）北海道 警察官採用試験

▶受験資格

① A 区分

学校教育法による大学（短期大学
を除く。）等を卒業した方（平成
29 年 3 月卒業見込の方を含む。）

※高度専門士の称号を取得又は平
成 29 年 3 月末日までに取得見
込みの方は、A 区分での受験と
なります。

② B 区分

A 区分以外の方

▶年齢

昭和 59 年 4 月 2 日から平成 11
年 4 月 1 日までに生まれた方

▶採用予定人員

○男性 A 区分：40 名程度

○男性 B 区分：150 名程度

○女性 A 区分：20 名程度

○女性 B 区分：40 名程度

▶受付期間等

○郵送・持参

8 月 1 日～ 26 日（金）（当日
消印有効）

○電子申請（道警ホームページよ り申請）

8 月 1 日～ 24 日（17 時 30 分
まで）

▶第一次試験

○試験日

9 月 18 日

○試験地

北見・網走・紋別・

札幌・東京等全

23 会場

☎・問 遠軽警察署

☎0158・42・0110

※持参のみ可

☎・問 道警本部採用センター

〒060-8520

札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

☎0120・860・314

※郵送・持参可

能力開発セミナー開催

●地域で働く在職者のためのスキ ルアップ講座

○対象者：在職者の方

※パート・アルバイト含む

○受講料：無料（教材費別途）

○定員：15 人（先着順）

○遠紋地域人材開発センター

☆パソコン基礎科Ⅱ（表計算基礎）

表計算をできる方を対象に表計
算検定 3 級習得を支援します。

▶募集期間：6 月 23 日～ 7 月 26 日

※先着順で定員になり次第締め切
ります。

▶実施期間：8 月 18 日～ 9 月 8 日

※期間内、月・水・木の 10 日間

▶申込方法

遠紋地域人材開発センターから
申込用紙をもらい期間内にお申
込ください。（ファックス可）

☎遠紋地域人材開発センター運営協会

☎0158・42・4037

FAX 0158・42・0981

海上保安学校学生募集

●受験資格

平成 28 年 4 月 1 日において高
等学校又は中等教育学校を卒業し
た日の翌日から起算して 5 年を経
過していない方及び平成 29 年 3
月までに高等学校又は中等教育学
校を卒業する見込みの方等

●申込受付期間

▶インターネット申込期間

7 月 19 日～ 28 日

▶郵送・持参申込期間

7 月 19 日～ 21 日（消印有効）

※郵送先等についてはお問い合わせ
先にご連絡ください。

●第一次試験

9 月 25 日

●第一次試験地

札幌市、函館市、小樽市、旭川
市、釧路市

●第一次試験合格発表

10 月 12 日

●第二次試験

10 月 18 日～ 27 日の指定する日

●最終合格発表

11 月 22 日（※航空課程のみ
平成 29 年 1 月 19 日）

●採用（入学）日：平成 29 年 4 月

●採用課程

船舶運航システム課程（航海・機
関・主計コース）・航空課程・情
報システム課程・海洋科学課程

※採用されると、京都府 舞鶴市
にある海上保安学校に入学し、
1 年間（情報システム課程につ
いては 2 年間）海上保安官とし
て必要な教育を受けます。
海上保安学校在学中も給与月額
約 14 万円が支給されます。
卒業後は巡視船艇等に配属され、
海上保安官として各種業務に従
事することとなります。
詳しくはお問い合わせください。

☎紋別海上保安部管理課

☎0158・23・0118

🌐[http://www.kaiho.mlit.
go.jp/01kanku/saiyou.htm](http://www.kaiho.mlit.go.jp/01kanku/saiyou.htm)

『網走地方気象台施設見学会』 開催のご案内

●開催日時

7月30日 10時～15時

●開催場所

網走地方気象台

網走市台町2丁目1-6

※入場料無料・事前申し込み不要、
駐車場あり

●内容

施設見学、観測機器展示、パネル展示、気象観測などについての説明（10時～15時の間、随時）、実験教室

●その他

雨天でも実施しますが、重大な災害の起こる恐れがあると予想される場合には中止することがあります。その際は当台ホームページでお知らせいたします。

☎網走地方気象台業務・危機管理官

☎0152・44・6891

🌐<http://www.jma-net.go.jp/abashiri/>

ハローワークでは『ユース エール認定企業』を募集して います！

この事業は、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定し、ハローワーク及び北海道労働局が積極的に企業のPRなどを行うものです。

認定された企業には、ハローワークが積極的にPRするほか、関係助成金を活用する際に一定額が加算されることや、日本政策金融公庫が実施する融資の一部において基準利率よりも低い金利で融資を受けることができるようになることなどのメリットがあります。

ユースエール認定企業の認定基準をみたしていないものの、若者の採用・育成に積極的な中小企業には、ハローワークが積極的にマッチング支援を行う「若者応援宣言企業」という制度もあります。

若年者及び新規学卒者の雇用を

お考えのときには『ユースエール認定企業』もしくは『若者応援宣言企業』となり、積極的に企業PRをしてみませんか？

☎ハローワーク遠軽

☎0158・42・2779

☎ハローワーク北見

☎0157・23・6251

第89回全国安全週間

平成28年度『全国安全週間』が6月1日～30日までを準備期間、7月1日～7日を本週間として実施されます。この機会にそれぞれの職場において経営トップの安全パトロール、労働者の安全意識の高揚、リスクアセスメント等を実施しましょう。

☆平成28年度スローガン

**見えますか？あなたのまわりの
見えない危険
みんなで見つける 安全管理**

☎北見労働基準監督署(安全衛生課)

☎0157・23・7406

●第22回北見地区「産業安全衛生大会」

▶7月5日 13時30分～

▶北見芸術文化ホール(きた・アート21)

▶参加費：無料

『道民講座 i n オホーツク総合振興局』 開催のお知らせ！



オホーツク総合振興局職員が講師となり、北海道行政を身近に感じてもらうためにオホーツク地域の基幹産業である「農林水産業・観光業」などをテーマとして講座を開催いたします。(毎月1回・全6回)

今回は、第2回の講座についてお知らせいたします。

●第2回道民講座(観光について)

☆テーマ

『ぶらりオホーツク(^^)/』

～車で2時間圏内をもうちょっと楽しもう～

☆開催日

7月24日 10時～12時

☆開催場所

オホーツク総合振興局

1階道民ホール

☆対象

オホーツク地域在住の一般道民

☆参加方法

事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。

☆参加料：無料

☆講師

商工労働観光課観光室

観光振興係長 川島 宏司氏

☆内容

近場で楽しめる観光コース、季節のメニュー、食 他

☎・☎オホーツク総合振興局産業
振興部林務課

☎0152・41・0764

オホーツク、の魅力を再発見!!



「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者募集

日本遺族会では「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。この事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を国に捧げた戦没者の遺児が一度は亡き父等の眠る地に赴き心ゆくまで慰霊追悼を行うとともに、現地の方々と友好親善を深めることを目的としています。平成28年度は広域地域15地域及び特定地域3地域を計画いたしましたので関係遺児の方々の多数の参加をお待ちしています。

●実施地域

☆広域地域

- ①旧満州
- ②旧ソ連
- ③西部ニューギニア
- ④マリアナ諸島
- ⑤トラックパラオ諸島

- ⑥東部ニューギニア（1次）
- ⑦ボルネオ・マレー半島
- ⑧フィリピン（1次）
- ⑨ソロモン諸島
- ⑩ミャンマー（1次）
- ⑪台湾・バシー海峡
- ⑫東部ニューギニア（2次）
- ⑬ミャンマー（2次）
- ⑭フィリピン（2次）
- ⑮中国

☆特定地域

- ①西部ニューギニア
- ②ビスマーク諸島
- ③マーシャル・ギルバート諸島

●参加費：10万円

※5年を経過した方（平成22年以前参加者）は2回目の応募ができます。

☎一般財団法人日本遺族会事務局

〒102-0074

東京都千代田区九段南1-6-17

☎03・3261・5521

FAX03・3261・9191

「中退共」の退職金で会社に元氣と活力を!!

『中小企業退職金共済制度』は、中小企業が加入しやすい国の退職金制度で、掛金に国の助成が受けられます。

☆国の制度だから「安全・安心」、新規加入や掛金を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。

☆社外積立で管理も簡単。納付状況や退職金資産額を事業主の方へお知らせします。

☆掛金は全額非課税で手数料もかかりません

※パートタイマーの方や家族従業員の方も加入できます。

☎（独）勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055

東京都豊島区東池袋1-24-1

☎03・6907・1234

FAX03・5955・8211

篤志寄付ありがとうございます。

この度、町に篤志寄付をいただきましたのでお知らせします。

○岩井 英隆さん（栃木県）

○関口 雄三さん（東京都）

この他匿名で5件の篤志寄附がありました。これらの寄付金は、「佐呂間町ふるさと応援事業」として、観光振興・地場産業振興・教育・福祉などの事業に有効活用させていただきます。ありがとうございました。

ご寄付ありがとうございます。

◆社会福祉協議会

▶福祉事業に対して

○永代町 小田 良子さん

◆共立老人クラブ

○共 立 松浦 きみさん

今月（8月1日）の納期忘れずに

☆固定資産税（2期）☆国民健康保険税（1期）

☆介護保険料（1期）☆後期高齢者保険料（1期）

町営住宅の空き状況

6月15日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。

〈公募期間のある町営住宅空家〉

◇西富団地

▶2階建3LDK 1階3戸 15,200円～

◇西富団地

▶2階建3LDK 2階1戸 15,200円～

◇宮前団地

▶2階建3LDK 2階1戸 24,300円～

※空家状況については、お問い合わせください。

〈随時入居可能な町営住宅空家〉

◇栄団地

▶2階建3LDK 1階2戸 15,300円～

◇若佐第2団地

▶2階建3LDK 2階1戸 15,700円～

◇西富団地

▶2階建3LDK 1階2戸 15,200円～

◇西富団地

▶2階建3LDK 2階1戸 16,400円～

※他にも入居可能な町営住宅がありますので、入居申込みなど詳しくはお問い合わせください。

☎役場建設課管理係 ☎2・1210

住宅用火災警報器設置状況調査を実施しました！

遠軽地区広域組合消防本部では、春の火災予防運動にあわせて4月に、管内（遠軽町・湧別町・佐呂間町）の571世帯を対象として各ご家庭に個別で訪問させていただき、住宅用火災警報器の設置状況についてアンケート調査を実施しました。

昨年（H27）の設置率77.9%から増加して80%となりましたが、まだ2割の世帯が未設置となっております。

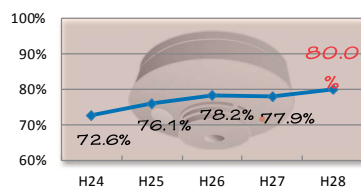
また、条例で設置義務となっている寝室や階段に基準どおり設置している世帯は63.8%にとどまりました。

火災は放火やコンロの消し忘れなど、いつどのような時に起こるかわかりませんし、絶対に起こらないとも限りません。

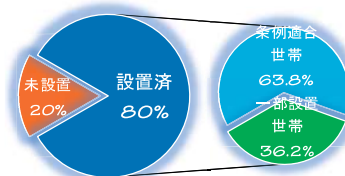
住宅用火災警報器は火災で発生する有害な煙をいち早く感知し警報を鳴らします。

火災からあなた自身はもちろん、大切な家族の生命、財産を守るためにも、一日も早く必ず設置してください。

■管内設置率調査結果推移



■平成28年度設置率調査結果



点検方法・交換時期を再確認！

少なくとも年2回、春と秋の火災予防運動の時期などに点検しましょう

こちらチェック！

住宅防火

いのちを守る7つのポイント



住宅用火災警報機と火災について

平成28年熊本地震災害義援金に関して

町民の皆様の温かいご支援のおかげで、熊本地震災害義援金を日本赤十字社北海道支部へ佐呂間町区分より送金いたしました。

義援金は、平成29年3月末日まで役場保健福祉課で受け付けております。

◎熊本地震災害義援金
164,000 円 (6月15日現在)



ご存知ですか？ 運転免許証自主返納

自動車やバイクの運転に不安を感じていませんか…？

運転免許証は、有効期間内であっても自主返納することができます。

運転免許を自主返納した方には、運転免許証に代わる身分証明書として『運転経歴証明書』が交付されます。

詳しくは最寄の警察署へご連絡ください。



引きひもを引く
またはボタンを押す

鳴ればOK!

点検方法はひも式とボタン式があり、機種によって異なります。
取扱説明書を確認してから点検してください。

音が鳴らない…? → 次のことを確認・試してみてください。

- 電池はきちんとセットされていますか?
- 電池は切れていませんか?
- 再度ボタンを押すか、ひもを引いてください。それでも鳴らないなら電池切れや故障が考えられます(取扱説明書を参照してください)。

住宅用火災警報器の交換は、10年、が目安です!

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。

設置時期を調べるには

設置したときに記入した「設置年月」、または、本体に記載されている「製造年月」を確認してください。

新しい火災警報器に交換したら!

本体の側面などに、油性ペンで「設置年月」を記入しましょう。



これから10年間、
また安心を見守るよ!



記入例
設置年月 2016年4月

●取扱説明書は、大切に保管してください。

昨年と比べ、火災が多く発生しています!

平成28年に入り管内での火災発生件数が18件、そのうち2件が佐呂間町で発生しております。隣町の遠軽町では平成27年に起きた火災件数は9件でしたが、平成28年に入り既に12件の火災が発生し、昨年と比べると半年経たずに3件増加しています。

また、住宅火災が多く発生していますので、火災の発生を防ぐために住宅防火のポイントをチェックし、おやすみ前・おでかけ前には、もう一度火の元の確認をしましょう。

お問い合わせ

遠軽地区広域組合
消防本部

0158-42-2050

<http://www.engarukouiki.jp>



ゴミ焼き、野焼きは犯罪です

平成13年4月から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2で定められた方法以外での廃棄物の焼却が禁止されており、

厳しい罰則(5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科)が適用されています。

野外焼却は、煙、すす、悪臭、有害物質の発生など周囲の人に大変迷惑をかける行為ですので絶対に焼却せず、分別方法に従い適切に処理しましょう。